

植物の新品種保護について

農林水産省生産局種苗課

企画調査係 山 田 智 子

1 はじめに

「植物の新品種が、特許権のような知的財産権として保護されている」—— 農林水産物資を扱っている業者の方であれば、もう当然のこととしてご存知の方も多いのではないのでしょうか。

植物の新品種は、出願し、審査を受け、品種登録されると、知的財産権である「育成者権」が付与されます。それを定めているのが「種苗法」です。今年の国会では、この種苗法が育成者権の保護の強化を図る目的から改正されました。本稿では、この法律改正の内容を中心に、最近の品種保護行政についてご紹介したいと思います。

<内容>

- ・ 品種登録制度について
- ・ 知的財産権の保護と種苗法の改正について
- ・ 育成者権の侵害対策について
- ・ 国際的な品種保護対策について

2 品種登録制度とは

まず、品種登録制度について簡単にご説

明します。

植物の新品種の育成者等が国に出願し、新品種だと認められて品種登録されると、育成者権というその新品種を独占的に利用できる権利が与えられます。これを、「品種登録制度（品種保護制度）」と呼びます。

育成者権が与えられた出願者（植物の新品種を、農林水産大臣に対して登録申請した者）は、「育成者権者」として、その新品種を独占的に利用する権利が与えられます。ここでいう利用とは、新品種の種苗及び収穫物を「業として」生産、譲渡、輸出入等することです。「業として」とは、個人的、あるいは家庭的な利用とはいえない場合を意味し、有償・無償を問わず、また、一回だけの利用であっても含まれます。

なお、育成者権者が収穫物に対しても権利を行使できる（たとえばロイヤルティーを徴収できる）のは、種苗の段階で権利を行使する適当な機会が無かった場合に限られます。

出願件数は、ここ数年、毎年1,000件を超え、昨年度は1,337件に達しました。17年3月時点で登録が有効な品種は合計6,266種です。（出願の多くは草花です。）

3 知的財産の保護と種苗法の改正

今年種苗法が改正された背景には、日本の国家戦略として知的財産立国が打ち出されていること、近年、不法に海外に持ち出された登録品種の種苗が、海外で不正に増殖され、育成者権の及ばない加工品として逆に輸入されるおそれが生じていること等があります。

我が国は、平成14年に知的財産基本法を制定して以来、知的財産立国の方針を強く打ち出してきました。昨年、知的財産基本法に基づく「知的財産推進計画2004」が策定され、その中で法改正の検討も含め育成者権の保護強化を図ること、とされたことから、農林水産省では検討会を立ち上げて制度の見直しを行いました。¹⁾

また、近年、登録品種が海外に不法に持ち出され、農産物が生産されて日本に逆輸入される、という問題が顕在化してきた事情があります。

たとえば、育成者権を付与された小豆の品種が、中国に不法に持ち出され、中国で生産された新品種の小豆が日本に逆に輸入される、という事態が発生しました。権利者である北海道が、関係団体に対して、不正に海外に持ち出された小豆を取り扱わないよう自粛を求めたことを存知の方も多いのではないのでしょうか。

種苗法では、育成者権者の許可なしに、海外に不法に持ち出された登録品種の種苗

を用いて得られた収穫物を、日本に逆に輸入した際には、刑事罰の対象になり、また、関税定率法に基づき税関が取締ることもできます。

しかし、加工されたものについては権利が及ばないため、海外で収穫物が育成者権の及ばない加工品に加工され、脱法的に輸入されるおそれがあります。

このような逆輸入の問題を受けて、今回の種苗法改正では、これまで権利を及ぼせなかった加工品についても、政令で指定されたものについては権利を及ぼせることとしました。

逆輸入の問題に加え、従来の育成者権の存続期間だけでは、長期間と多額の費用を要するにもかかわらず、新品種の育成から得られる利益が十分でない等の問題があり、今回の種苗法改正においては、存続期間も延長しています。

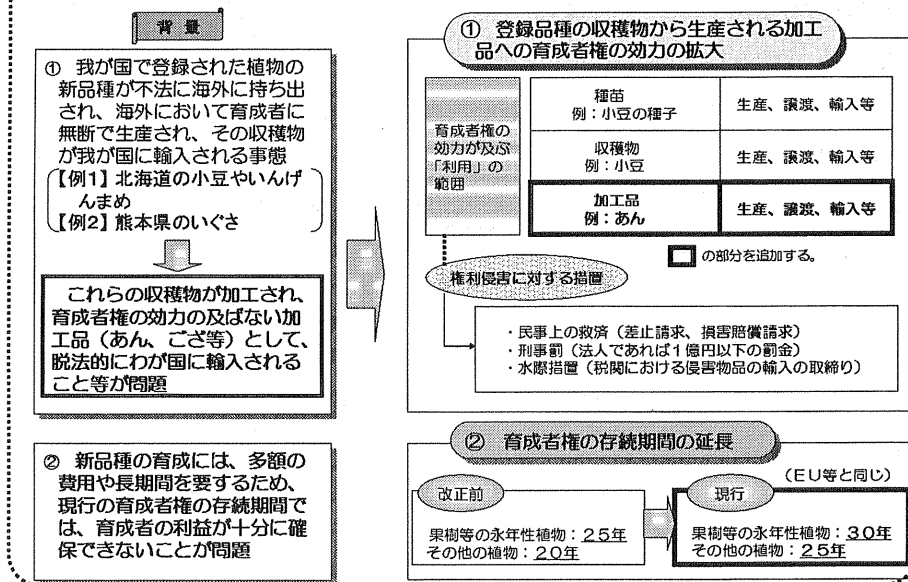
(1) 加工品への育成者権の効力拡大

今回の改正では、育成者権の効力が及ぶ範囲を種苗及び収穫物だけでなく、加工品（種苗を用いることにより得られる収穫物から直接に生産される加工品であって、政令で定めるものをいう。以下同じ。）にも拡大し、加工品を利用する行為についても育成者権の効力が及ぶこととしました。あわせて、加工品に係る育成者権を侵害した者を罰則の対象に追加しています。

¹⁾ この検討会（植物新品種の保護に関する研究会）の概要等については、こちらのホームページをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/seisan/sinhinsyu/top.html

種苗法の一部を改正する法律の概要



この改正は、改正法の公布の日（今年6月17日）から起算して6か月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行されます。いつから施行されるのか、また、具体的にはどのような加工品が政令で指定されるのか、ということについては、現在検討中ですが、今年中には加工品を指定し、施行する予定です。

なお、権利行使と水際取締りの実効性の観点や、国際条約との関係等から、政令で指定される加工品は、品種識別技術が確立されているもの等一定の条件を満たすものに限って指定する予定です。

【品種識別技術が確立している加工品】

加工品名	識別可能な研究所等
あん	北海道中央農場試験場等
ござ	九州沖縄農業研究センター
米飯	食品総合研究所
製茶	野菜茶業研究所

(2) 育成者権の存続期間の延長

これまで、育成者権の存続期間は、果樹等の永年生植物については25年、その他の植物については20年としていましたが、存続期間をそれぞれ延長して、果樹等の永年生植物については30年、その他の植物については25年としました。

この改正は、改正法の公布の日から施行されています。6月17日以降に品種登録された品種に係る育成者権については、延長された存続期間が適用されています。

4 育成者権の侵害対策

育成者権の保護を強化するための対策としては、種苗法の改正以外にも、品種保護対策官（通称「品種保護Gメン」）の設置や関税定率法の改正による水際取締りの強化等を行っています。

(1) 品種保護 G メンの設置

育成者権者からの権利侵害に関する相談などに応じる窓口として、今年4月1日、独立行政法人種苗管理センターに、「品種保護 G メン」が設置されました。

品種保護 G メンの主な活動は、①育成者権侵害に関する相談の受付及び助言、②権利侵害に関する情報の収集及び提供、③育成者権者等からの依頼に基づいた品種類似性試験²⁾の実施です。

農林水産省としても、権利を付与するための審査体制等を整えるだけでなく、品種保護 G メンによる権利侵害の実態の把握や、侵害対策の経験の蓄積等の活動などを通じて、取得された権利の保護とその有効な活用についても積極的に支援していきたいと考えています。

(2) 関税定率法の改正

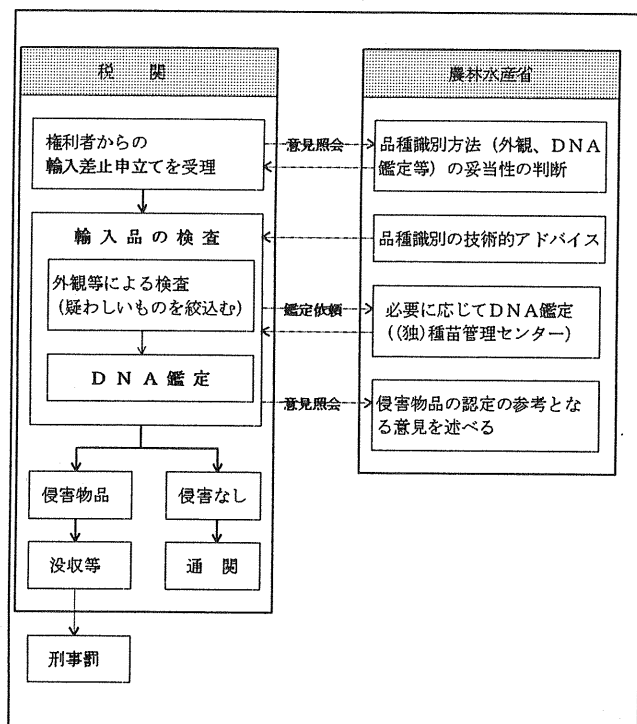
育成者権保護の実効性を高める目的から、水際取締りの強化を図るため、関税定率法も同じく今年改正されました。具体的には、育成者権の侵害が疑われている物品について、税関長が農林水産大臣に対して意見を求めることのできる

意見照会制度が新設され、より適切な水際取締りを行うことができるようにされました。農林水産省としては、これまで以上に税関との連携を図りつつ、先にご紹介した逆輸入の問題について適切に対処していきたいと考えています。

5 国際的な品種保護対策

農林水産省では、我が国で育成された新品種が海外でも適切に保護されることが重要であると考えています。特に、アジア諸国に対する働きかけを重視し、次のような活動を行っています。

【税関と農林水産省の連携】



²⁾ 品種類似性試験とは、種類別の品種登録審査基準に基づいた特性調査（特性比較、比較栽培）、あるいはDNA分析によって、登録品種と権利侵害を疑われている品種とを比較して、それらがどの程度類似しているのかを明らかにする試験です。育成者権者からの依頼に基づき実施します。詳しくはこちらを御参照ください。

<http://www.ncss.go.jp/main/osirase/saibai/ruijisei.html>

(1) アジア諸国への新品種保護制度の整備・ 拡充の働きかけ

近年、日本の育成品種が中国、韓国等において、育成者権者に無断で持ち出され、農産物が生産、販売される事例が多発しているだけでなく、日本に逆に輸入されて問題となる事例があることは、先にご紹介したとおりです。

我が国の育成者権に対する侵害を防ぐためには、海外においても、植物の新品種に関する知的財産権が適切に保護される必要があります。

このため我が国として、品種保護制度が十分でないアジア諸国の制度の整備、拡充を促進するために、植物新品種保護国際同盟（略称 UPOV（ユポフ））に資金を拠出して、研修やセミナーを開催するとともに、EPA、FTA 交渉などを通じて働きかけを行っています。

また、今年は「第3回知的財産保護官民合同訪中団」にも参加しました。同訪中団は、日本を代表する企業や団体が組織する国際知的財産保護フォーラムが実施するもので、農林水産省や種苗会社が今回はじめて参加しました。

(2) 中国及び韓国との審査協力

審査・登録をはじめとする品種保護体制の調和も必要です³⁾。

両国の品種保護体制の整備を推進するた

めにも、農林水産省では、相互訪問等により日中及び日韓間の審査協力を推進している他、国際機関 UPOV での会合等、機会があるごとに相互理解を深めています。

【新品種が保護対象となっていない作物例】

中 国
小豆、いぐさ、いちご
韓 国
りんご、かんきつ

※これらの作物について、保護対象にするよう働きかけています。

6 おわりに

以上、最近の品種保護をめぐる情勢について簡単にご紹介してきました。

植物の新品種の保護を図る体制はまだ十分なものと言えないため、今後も引き続き努力していきたいと考えております。本稿でも触れた、育成者権を保護することのできる加工品については、今年末に予定している政令改正以降も、随時検討を行い、追加してまいります。また、税関とも相互に情報提供を行っていききたいと考えております。

皆様におかれましては、植物の新品種を保護することの意味、その重要性、今回の種苗法改正の趣旨等についてご理解いただき、育成者権のより適切な保護及び活用が図られるようご協力をよろしくお願いいたします。

³⁾ 植物の新品種の保護は国によって異なります。日本では全ての植物が保護対象にされていますが、中国や韓国のように、政府が指定した植物しか保護されない国もあります。日本はアジア諸国に対して、日本同様全ての植物の新品種を保護することができる制度を整えるように働きかけています。